

諮問番号：情報公開諮問第5号

答申番号：川情審査情公答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

実施機関である川口市長が令和6年4月16日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った公文書部分公開決定処分は、全部公開すべきである。

第2 審査請求の経緯等

- 1 請求人〇〇〇〇は、令和6年3月28日付けで、川口市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、条例上の実施機関である川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、「美術作品選考会議の委員名簿」の公開を請求した。
- 2 上記公開請求に対し、実施機関は、令和6年4月16日付けで、美術作品選考委員名簿のうち、公開しない部分を「委員長、副委員長及び委員1名（外部委員）の氏名及び肩書（団体・企業の役職等）」とし、公開しない理由を「市の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため（条例第7条第5号に該当）」として、上記公開しない部分を非公開とし、それ以外の部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件部分公開決定処分」という。）を行った。
- 3 請求人は、実施機関に対し、令和6年5月7日付けで、本件審査請求を提起し、本件部分公開決定処分のうち、公開しない部分の公開を請求した。
- 4 本件審査請求に対し実施機関は、令和6年5月16日付けで、条例第17条

第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張等

1 請求人の請求の趣旨及び理由

請求人は、本件審査請求の理由として、現在、川口市において建設が進められている市立美術館は市民の税金を使って建設される、当然、市民にはどのような美術品を受け入れるのかを知る権利がある、なぜ、美術作品選考会議の委員名を公にできないのか、美術品選考会議を設置している関東の公立美術館は18館あるが、そのうち17の美術館は選考会議の委員名を公表している、そして、上記美術館では、委員名を公にすることにより何か問題がある事象が発生したというのを耳にしたことはない、なお、判例によると、非公開決定が訴訟で争われた場合、非公開事由に該当するとする立証責任は実施機関の側にあるとされている（大阪府水道事件。最判平成6年2月8日民集48巻2号255頁）と主張した。

2 実施機関の弁明

実施機関は、当審査会に対し、令和6年5月16日付け弁明書を提出し、本件審査請求について、以下のとおり弁明した。

条例第7条（柱書）は、実施機関は、情報公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（非公開情報）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならないと規定しているが、同条第5号は、「市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を「非公開情報」と規定している。

これを本件に照らし合わせてみると、本件は、選考にあたって寄贈作品が本市や県の著名な作家の代表作であるか、市として将来に引き継いでいくべき作

品であるかなどの観点から厳格かつ公正な審査が必要であり、個人が特定されることで公平公正な審議に支障が出るものであること、また、公にすることで本市にも不利益を及ぼすおそれがあること、ひいては、市民にとってもそれは同様であると考えることから、本件審査請求の棄却を求めるものである。

第4 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審査を行った。

令和6年6月17日	書面審査
令和6年7月22日	実施機関から意見聴取
令和6年9月30日	実施機関から意見聴取
令和6年10月28日	書面審査
令和6年12月3日	書面審査
令和7年1月27日	書面審査

第5 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- 1 川口市は、日本画、洋画、彫塑、工芸、書、写真、その他の美術作品（以下「美術作品」という。）の寄贈を受けることに関し、「川口市美術作品寄贈に係る取り扱いに関する基準要綱」（以下「基準要綱」という。）を定め、美術作品は、川口市美術作品選考会議（以下「選考会議」という。）において美術的価値があると認められた作品を採納するものとしている（基準要綱第2条第1項）。
- 2 川口市は、「川口市美術作品選考会議設置要綱」（以下「設置要綱」という。）を定め、選考会議は、委員4名以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから、市長が任命することとしている（設置要綱第2条第1項）。
 - （1）美術作家、古物商、収集家等、美術作品の価値を鑑定することができる者
 - （2）市民生活部長

- 3 請求人は、本件審査請求により、選考会議委員4名（任期 令和4年5月16日から令和6年5月15日まで）のうち、実施機関が公開しないこととした、市民生活部長以外の委員3名の「委員長、副委員長及び委員1名（外部委員）の氏名及び肩書（団体・企業の役職等）」の公開を請求しているものである。
- 4 これに対し、実施機関は、前記第3の2のとおり、本件においては、選考にあたって寄贈作品が本市や県の著名な作家の代表作であるか、市として将来に引き継いでいくべき作品であるかなどの観点から厳格かつ公正な審議が必要であり、個人が特定されることで公平公正な審議に支障が出るものであること、また、公にすることで本市にも不利益を及ぼすおそれがあること、ひいては、市民にとっても同様であることから、条例第7条第5号の規定する非公開情報、すなわち、市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものに該当する旨弁明している。
- 5 しかし、請求人が公開を請求しているのは、選考会議委員4名のうち、市民生活部長以外の委員3名の氏名及び肩書(団体・企業の役職等)であるところ、これらの委員の氏名及び肩書(団体・企業の役職等)が公開されることにより、誰が美術作品選考会議委員であるかが明らかになったとしても、それにより、実施機関が主張する「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に市民の間の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」が具体的に生ずるとは予想し難い。

上記3名の選考会議委員は、美術作品に関する専門的な知見、豊富な経験を有する者であり、選考会議委員であることが知られたとしても、それによって、率直な意見を述べることができなくなり、意思決定の中立性を失い、市民の間

の混乱を生じさせたり、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼしたりするおそれが生ずるとは考え難い。

また、選考会議委員の任期は令和6年5月15日までであり、同日をもって選考会議が廃止されているから、この点からも、処分庁が主張するおそれが生ずることは認め難い。

6 以上により、実施機関の主張する上記4の弁明は、理由があるものとは認め難い。

よって、第1「審査会の結論」のとおり、本件審査請求は、これを認容し、選考会議の委員名簿を全部公開すべきである。

以上

令和 7年 1月27日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊